

第一類 第一回議院内閣委員会議録 第二十八号

(九三九)

第三十三回国会

内閣委員会議録第二十八号

第一類 第一号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

八木 一郎君
正君 瑞事大内
青木 孝義君
岡西 明貞君
鈴木 明良君
田淵 光一君
平澤 長吉君
竹山祐太郎君
西村 榮一君
成田 知巳君
國務大臣 野田 卩一君
江口見登留君

瑞事青木 一郎君
江花 静君
木村 公平君
田中 萬逸君
橋本 龍伍君
松本 善壽君
鈴木 義男君
木村 榮君

委員 松野頼三君
門司亮君
江花靜君
木村公平君
橋本龍伍君
松本善壽君
鈴木義男君
木村榮君

同月二十八日

委員 木村公平君
市郷君
次君、坂本泰良君及び中嶋敏君
光一君、久野忠治君、青木孝義君、田淵

新井京太
山口喜久一郎君
山口六郎
成田知巳君
江口見登留君

五郎君
山口六郎次君
大野木克彦君
龍野喜一郎君
村上 一君

三名提出、衆法第五〇号)
国家行政組織法の一部を改正する法
律案(參議院提出、參法第八号)

五郎君
江村一君
相良 惟一君
野原 正勝君
岡本 哲君
間嶋 大治郎君

同月二十七日
軍人恩給復活に関する請願(島村一
郎君紹介)(第三二五八号)
同(中村純一君外七名紹介)(第三二
五九号)

同(尾崎末吉君紹介)(第三二六〇
号)

同(飛鳥繁君外四名紹介)(第三二六
一号)
同(坪川信三君外三名紹介)(第三
一二号)

同(若林義孝君紹介)(第三二六四
号)

同(飛鳥繁君外四名紹介)(第三二六
一号)
同(通商産業省設置法案)(内閣提出第
二〇六号)

同(農林省設置法等の一部を改正する法
律案)(内閣提出第一九六号)

同(工業技術省設置法の一部を改正する
法律案)(内閣提出第一九七号)

同(通商産業省設置法の施行に伴う関係
法律案)(内閣提出第一九八号)

同(飛鳥繁君外四名紹介)(第三二六
一号)

同(通商産業省設置法案)(内閣提出第
二〇九号)

同(農林省設置法等の一部を改正する法
律案)(内閣提出第一九七号)

同(工業技術省設置法の一部を改正する
法律案)(内閣提出第一九八号)

同(通商産業省設置法の施行に伴う関係
法律案)(内閣提出第一九九号)

同(若林義孝君紹介)(第三二六四
号)

委員江花靜君辞任につき、その補欠

専門員 亀井川 浩君
小関 紹夫君

五月二十四日

第一類第一号

内閣委員会議録第二十八号

昭和二十七年五月二十八日

として松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員松野頼三君、井出一太郎君及び門司亮君辞任につき、その補欠として江花靜君、千葉三郎君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同(庄司一郎君紹介)(第三二三〇号)
同(飛鳥繁君外四名紹介)(第三二三一號)
同(塚田十一郎君紹介)(第三二三二號)
同(庄司一郎君外三名紹介)(第三二三三號)

地方制度調査会設置法案(内閣提出第一九四号)
自治府設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一九五号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九六号)
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九七号)

海上公安局法案(内閣提出第一九七七号)

保安庁法案(内閣提出第一〇一一号)
海上公安局法案(内閣提出第一九七七号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)
出第二二一號)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

経済審議会設置法案(内閣提出第一七号)
資源調査会設置法案(内閣提出第一八号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三二一
号)

同外一件(中馬辰猪君紹介)(第三二
六五号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請
願(江崎真澄君紹介)(第三二一
号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇一
号)

同外二件(庄司一郎君紹介)(第三二一
二九号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇一
号)

行政機構改革調査に関する件

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二九号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一二二九号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一二二九号)

総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一八七号)

厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一九一號)

大蔵省設置法等の一部を改正する法
案(内閣提出第一一九七号)

文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一八七号)

文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一九二號)

農林省設置法等の一部を改正する法
案(内閣提出第一一九三號)

行政機構改革諸法案を議題としたし、逐次討論採決を行い、行政機構改革調査に関する件について協議いたすこと

いたしました。

総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一九五号)

内閣提出第一一九五号、法制局設置法案

内閣提出第一一九六号、國家公務員法の
一部を改正する法律案(内閣提出第一一
九号、調達府設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一九一號)

法律案内閣提出第一九六号、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一九一号、自治庁設置法案内閣提出第一九三号、地方制度調査会設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案内閣提出第二二七号、資源調査会設置法案内閣提出第二一八号、厚生省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一九二号、文部省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第一八七号、郵政省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第二一〇号、郵政省設置法の一項改正に伴う関係法令の整理に関する法律案内閣提出第二一一号、労働省設置法の一部を改正する法律案内閣提出第二一五号、建設省設置法の一部を改正する法律案、内閣提出第二一六号、右各案を一括して議題といたします。

討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 わが党は、この行政機構改革はきわめて重大でありますから、できるだけ一つ／＼慎重に審議することを希望いたしましたのであります。が、今修正案の出ないものは、一括して議題に供するということでありますので、やむを得ず総括的に議論いたしまして、そして個別的に、簡単ではあります、ができるだけ意見を申し述べておきたいと存ずるのであります。

わが党は、この行政機構の改革について、一定の方針を持つておるのであります。そして、できるだけ科学的にわが国の行政のあり方を検討いたしまして、そして、もとより国民の租税の負担を軽くするために、できるだけ行政機構

を簡素化することが望ましいことではあります。が、同時に国民の行政手続における負担を軽くすることが、行政改革の重大な任務であると考えておるのであります。そこで、国民の方から見れば、もつと職能に応じて、それ／＼の仕事が明確に分類されており、そしてある窓口に行けば、それで用が足りる限り局課を併合したり、あるいは部を廃止したりすることが、はたして国民の側から見ての負担を軽らしめることになるかどうかなどということは、十分に考えてみなければならぬと思うのであります。しかるに今回政府の提案された改革案を見ますのに、職能の分化、それから事務量の多寡、民主化の要請というような点を、十分に考慮することなくして、たとえば行政統計のごとき、全国選挙管理のごとき、外國為替管理のごとき、電波監理のごとき、あるいは中央更生保護のごとき、廃止することは、少くともこれ統計のごとき、全国選挙管理のごとき、外國為替管理のごとき、電波監理のごとき、あるいは中央更生保護のごとき、廃止することは、少くともこれのために役立つという趣旨から見ますと、大いに考慮すべきものがあるよう思ふのであります。そこで、こういうものを一齊に廃止するということについて、反対であります。

能、事務量等を問わずに、一齊に廃止する。部制を廃止することを原則とする。そういうやり方が、機械的であるように思われるのですが、機械的であるよりも大きな仕事量あります。一例をあげますれば、農林省の農地局といふものは、三百億円以上の予算を使う局でありまして、厚生省よりも、文部省よりも大きな仕事量を持つております。また日本の食糧政策、農地改良の見地から見ましても、最も重大な役割を持つ行政機関であるにもかかわらず、ただこの部を廃止するという原則に忠実ならんがために、この厖大な機構、十四課を局長のもとに直屬させて、そして職能上の分類を行なうと、それで金がかからないようになります。これはほんの一例をあげたにすぎないのですが、そのため非常に能率を下げる事が予想されるのでありますけれども、実際は一向減らしてはおらない。減るのは部長とか長官とかいうようなものがなくなるというだけでは、その他はあまり減らしてはおらないので、今回の機構改革に伴つて減るところの人員が、わずかに三千五百人であるということは、それを物語つておるわけであります。この改革案といふものは、全体的に見ますると、やはり従来の天引き主義と相似たるものでありまして、機械的に名称を変更した

おるにすぎないのでありますし、職業の分化化も当然あるべき機能別のかき分け撤去して、行政上の紛糾を来ておけであります。合理的根拠のない暴な改悪である。たとえば林野庁のとき、資源庁のごとき、中小企業庁ごとき、その行政の重要性からいたしまして、これは当然外局として存続すべきものでありますのに、一様にこの内局に編入しておるような、目先見えない改革であると言わざるを得ないのであります。さらにわれくの日本地から申しますると、これは後に西日本委員から詳細に修正案を提示いたしました議論されるはずでありますのが、經濟安定本部のごとき、何みえにこれが必要なくなつたと御主張になるのか、われくは理解に苦しむのであります。むしろ独立後日本の經濟と日本や政治のあり方を科学的に合理的に参りますためには、ますくこの機会は拡充して行かなければならぬのであると考えておるのであります。且つにわたつて合理的な企画をするとう中央官庁はますく必要になつておるわけであります。ゆえにわが党はおねてから総合企画庁というものを中央に設置いたしまして、政府全体の政策の集中的表現としての予算の編成も、この企画庁に吸収いたしまして、今口の大蔵省から分離して中央官庁に移す大蔵化して存置すべきことを主張いたしておるわけであります。しかるに今回の改正案を見ますと、政府は小規模なものの重要な任務を果す中央官庁を拡大強化して存置すべきことを主張いたしておるわけであります。

それから、これも委員会の廃止に關してお話をされ、その意見を述べておられました。そこで、この問題を解説するに當りましては、まず、内閣の人事委員会に改組されたる總理府の人事委員会と、あるいは内閣の法務府の最高顧問である、あるいは内閣の法務府の最高顧問のを廢止いたしまして、内閣の二委員会たる法務総裁を廢止して、法制局長官による官僚にこれをゆだねるというやうなやり方、何ら行政機構に対する一定の見識のない、またこれら官庁から独立して、人事行政に関する一つの権威ある民主的な機関として存置せられたることは、わが國の人事行政を軌道に乗せて参りまするまでの間、少くとも存置すべき機関であるとわれわれは考えておるのであります。これを総理府の一委員会に格下げすることは、時期尚早であると考えておるわけであります。あるいは法務総裁のことき今度は廢止して、法務大臣として、検察と保護矯正と登記等の事務の長官にいたすようあります。あるいは法務総裁の局長官の任務といふものが法務総裁の分化的な使命を果す一番大切な役割であつたわけであります。しかも内閣に直屬しておりますが、各省の大臣あるいは總理大臣に意見を提出し勧告をするのが法務総裁の分化的な使命といふものが、ある。ことにその人権擁護局を配下に持つておりますが、唯一の法務総裁の分化的な使命といふものが、あつたのであります。ところがそれも全部人権擁護局は人事局の一課として格下げをし、あれどもなきがごとき存することができるというふうな役割である。ことにその人権擁護局を配下に持つておられますこととともに、唯一の法務総裁の分化的な使命といふものが、あつたのであります。ところがそれも全部人権擁護局は人事局の一課として在にいたしまして、そうして古い時代に司法大臣が持つておりました裁判所に司法大臣が持つておりました裁判所

て、官僚並びにそれとつながる日本の巨大家を先頭いたします。政治力を通しての、独裁的な力を強化していくという面の、行政機関のいわゆる簡素化、こういうねらいと、もう一方の面におきましては、治安機構の強化に伴う弾圧政治の強化、こういった面が、今度の行政機構の改革におきましては、端的にあらゆる面に表明されておりまます。従つてこういう点を検討いたしますと、行政機構の改革とはいひます、ほんとうはアメリカ国務省の日本局のような性格に、日本の行政、治安一切をあげて持つて行こうというふうな傾向が顯著となつております。

従つてこういふ点を一々このたび提案になつていてたくさん法律案の中から捨つて行きますならば、明瞭になつて来ます。この点はまだたくさん保安庁の問題、あるいはまた海上公

安局法案の問題、それから法務府設置法の問題といつたふうな場合に申し述べますが、今申し上げましたような点

をその他の面から二、三をとつてみます。たとえば総理府における従来の各種委員会といつたふうなものはほ

ども、それでも、かつて日本の軍國主義下における行政機関といつたようなもの

を考えますならば、幾分民主化されたような運営が今までやつて来られたと私たちは考えております。しかしそういつたものも、今度の改革にあつてはほとんど廢止されまして、官僚と時

いうふうなことが、明らかに認めることができるわけだと考えます。また

たとえば人事院の廢止による官吏の任用、給与の問題につきましても、これもほとんど内閣の独断専行できるよう行くという面の、行政機関のいわゆる簡素化、こういうねらいと、もう一方の面におきましては、治安機構の強化に伴う弾圧政治の強化、こういった面が、今度の行政機構の改革におきましては、端的にあらゆる面に表明されておりまます。従つてこういう点を検討いたしますと、行政機構の改革とはいひます、ほんとうはアメリカ国務省の日本局のような性格に、日本の行政、治安一切をあげて持つて行こうというふうな傾向が顯著となつております。

従つてこういふ点を一々このたび提案になつていてたくさん法律案の中から捨つて行きますならば、明瞭になつて来ます。この点はまだたくさん保安庁の問題、あるいはまた海上公

安局法案の問題、それから法務府設置法の問題といつたふうな場合に申し述べますが、今申し上げましたような点

をその他の面から二、三をとつてみます。たとえば総理府における従来の各種委員会といつたふうなものはほ

ども、それでも、かつて日本の軍國主義下における行政機関といつたようなもの

を考えますならば、幾分民主化された

ような運営が今までやつて来られたと私たちは考えております。しかしそういつたものも、今度の改革にあつてはほとんど廢止されまして、官僚と時

いうふうなことが、明らかに認めることができるようになる危険性が、今度の行政機構改革の中にたくさん出て来ている。たとえば土地収用の問題、あるいは民事特別法の問題、あるいは民法との関連して、今度の法務府の

機構改革といつた点で、私たちはそう

たとえば人事院の廢止による官吏の任用、給与の問題につきましても、これもほとんど内閣の独断専行できるよう行くという面の、行政機関のいわゆる簡素化、こういうねらいと、もう一方の面におきましては、治安機構の強化に伴う弾圧政治の強化、こういった面が、今度の行政機構の改革におきましては、端的にあらゆる面に表明されておりまます。従つてこういう点を検討いたしますと、行政機構の改革とはいひます、ほんとうはアメリカ国務省の日本局のような性格に、日本の行政、治安一切をあげて持つて行こうというふうな傾向が顯著となつております。

従つてこういふ点を一々このたび提案になつていてたくさん法律案の中から捨つて行きますならば、明瞭になつて来ます。この点はまだたくさん保安庁の問題、あるいはまた海上公

安局法案の問題、それから法務府設置法の問題といつたふうな場合に申し述べますが、今申し上げましたような点

をその他の面から二、三をとつてみます。たとえば総理府における従来の各種委員会といつたふうなものはほ

ども、それでも、かつて日本の軍國主義下における行政機関といつたようなもの

を考えますならば、幾分民主化された

ような運営が今までやつて来られたと私たちは考えております。しかしそういつたものも、今度の改革にあつてはほとんど廢止されまして、官僚と時

いうふうなことが、明らかに認めることができるようになる危険性が、今度の行政機構改革の中にたく

さん出て来ている。たとえば土地収用の問題、あるいは民事特別法の問題、あるいは民法との関連して、今度の法務府の

機構改革といつた点で、私たちはそう

たとえば人事院の廢止による官吏の任用、給与の問題につきましても、これもほとんど内閣の独断専行できるよう行くという面の、行政機関のいわゆる簡素化、こういうねらいと、もう一方の面におきましては、治安機構の強化に伴う弾圧政治の強化、こういった面が、今度の行政機構の改革におきましては、端的にあらゆる面に表明されておりまます。従つてこういう点を検討いたしますと、行政機構の改革とはいひます、ほんとうはアメリカ国務省の日本局のような性格に、日本の行政、治安一切をあげて持つて行こうというふうな傾向が顯著となつております。

従つてこういふ点を一々このたび提案になつていてたくさん法律案の中から捨つて行きますならば、明瞭になつて来ます。この点はまだたくさん保安庁の問題、あるいはまた海上公

安局法案の問題、それから法務府設置法の問題といつたふうな場合に申し述べますが、今申し上げましたような点

をその他の面から二、三をとつてみます。たとえば総理府における従来の各種委員会といつたふうなものはほ

ども、それでも、かつて日本の軍國主義下における行政機関といつたようなもの

を考えますならば、幾分民主化された

ような運営が今までやつて来られたと私たちは考えております。しかしそういつたものも、今度の改革にあつてはほとんど廢止されまして、官僚と時

いうふうなことが、明らかに認めることができるようになる危険性が、今度の行政機構改革の中にたく

さん出て来ている。たとえば土地収用の問題、あるいは民事特別法の問題、あるいは民法との関連して、今度の法務府の

機構改革といつた点で、私たちはそう

の独立資本への奉仕の形にかえられつつあるという点も見のがすわけには行きません。その他資源調査会なんかの問題にいたしましても、この資源調査会の仕事は、東南アジア開発とかなんとかいう問題もございますが、おそらくアメリカの要請に従つて、日本を先頭といたしまして、東南アジアに対するアメリカの侵略、これに伴う経済的な植民地化の態勢、こういった点の調査、立案、計画といったふうなものをやるのが、この会の内容を見ますと、これもきわめて明瞭でございます。

こういった点を一々申し上げますと、際限ございませんから、省略をいたしますが、いざれにせよ一貫して流れるものは、これは日本のための行政機構改革ではなくて、あくまでも二つの条約に伴つて締結をされました日本行政協定の線に沿う行政機構の改革、それはすなわち日本をアメリカの植民地、軍事基地として戦争の方向へ持つて行く、このために最も便利のいいように、行政並びに治安機構をこしらえ上けるためのこのたびの行政機構の改革であつて、いわゆる行政の簡素化、あるいはまた民主的な運営というふうな行政機構改革そのものではないといふ点が明らかになつて来ています。だからこそ、自由党の内部でさえも意見がたくさん出て、今日のような醜態を演じておるという点において、その点が明瞭になつて来ましたので、自由党の諸君もおそらくそういう点は気がついた方もあると思いますので、今後残されましたが、法案に対しても徹底的な検討を加えて、ほんとうの意味の行政機構改革をやらなければならないと考える。

問題にいたしましても、この資源調査会の仕事は、東南アジア開発とかなんとかいう問題もございますが、おそらくアメリカの要請に従つて、日本を先頭といたしまして、東南アジアに対するアメリカの侵略、これに伴う経済的な植民地化の態勢、こういった点の調査、立案、計画といったふうなものをやるのが、この会の内容を見ますと、これもきわめて明瞭でございます。

以上のような理由によつて、われわれといったまでは小さい点について必ずしも特に反対しなければならないものもないよう見受けます。

が、全般的に見ました場合においては必ずしも特に反対しなければならないものはないよう見受けます。またこの点から全部賛成できかねる、こういう点から全部に反対をいたしたいと考えます。

○八木委員長 成田知巳君。
○成田委員 日本社会党第三三控室を代表しまして、ただいま上程になつております各法案のうち、地方制度調査会設置法案を除きまして、その他の法案全部について反対の意見を申し述べます。

私たちは行政機構改革そのものに対するものではないのでありますて、この問題を處理されるということになります。

総合的見地から來たところの科学的な、合理的な行政機構の改革をやつて、行政の能率を上げるということを考えておるのであります。

案を見ますと、まったく思いつき

て、私は反対しなければいかぬ。

また国家公務員法の一部を改正する

法律案を見ますと、もとより国家公

務員は、団結権とか、団体交渉権、罷業権を剝奪されておる。そのかわりに国家公務員法によりまして、人事院に権限を与え、国家公務員の労働条件その他の保護する。こういう立場で国

家公務員法が制定されたはずなのであります。

ところがこれと逆行いたします

法律案を見ますと、もとより国家公

務員は、団結権とか、団体交渉権、

さらに私たちが見のがしてならない

ことは、今回の行政機構改革の底に流れおるところの一つの考え方と

それは、その一つは行政機構の中央集権化であるということ。

さらにまた大切なことは、保安庁法案におきまして、この法案は今問題になつておる各機関改革と不可分の関係にあると思ひますが、この保安庁法案などに露骨に現われておりますところ

その結果として、民生の安定だとか、福

祉行政、社会保険行政、これに対する配慮がまったく欠けておりまして、こういう方面の機構は大幅に縮小廃止されようとしておる。この観点から私は絶対に賛成するわけには参らないのです。

たとえば、二具体的な問題を取り上げますと、郵政省関係をおきまして電波監理委員会を廃止しようとしている。電波監理の民主的な運営というのではありません。

ものにまつたく逆行しているのでありますて、この電波監理委員会があつたときでさえ、テレビ放送をめぐつて相

当問題があつたことは皆さん御承知の通りであります。これが行政官庁に移され、行政官吏の独断でこの問題を處理されるということになります

と、私たちは憂慮いたえない。こういふ点で反対しなければいかぬ。

また国家公務員法の一端を改正する法律案を見ますと、もとより国家公

務員は、団結権とか、団体交渉権、

さらに私たちが見のがしてならない

ことは、日本の独立とともに、一日も

早くつきりした行政機構に直さなければならぬといふことは、これは国

民一般の輿論になつておるのであります。

これを、日本の独立とともに、一日も

早くつきりした行政機構に直さなければならぬといふことは、これは國

民一般の輿論になつておるのであります。

これを、日本の独立とともに、一日も

早くつきりした行政機構に直さなければならぬといふことは、これは國

民一般の輿論になつておるのであります。

これを、日本の独立とともに、一日も

早くつきりした行政機構に直さなければならぬといふことは、これは國

民一般の輿論になつておるのであります。

これを、日本の独立とともに、一日も

早くつきりした行政機構に直さなければならぬといふことは、これは國

民一般の輿論になつておるのであります。そこで現実の問題といつてしまふと、行政機構をどう整理するかと、これは国の行政機構が戦争中から戦後にかけまして、非常に複雑多岐になつたことは御承知の通りであります。このことは御承知の通りであります。意見を申し述べます前に、総括的に今回の行政機構の改革の問題に對して賛成する各案に対し賛成の意見を述べ申上げまして、簡単にありますが、討論を終ります。

○八木委員長 青木正君。

私は自由党を代表しまして、ただいま議題になつておられる電波監理委員会を廃止しようとして

申上げまして、簡単であります。申しあげまして、簡単にですが、

人対策の必要なときに、少年婦人局を縮小する。こういう点から見まして、この点であります。しこうして今回の政

府の提案によりますと、全体を通じて、必ずしも特に反対しなければならないものはないよう見受けます。しかし、この点から見まして、この点であります。

その第一は、各行政機関の組織を統一して、中央集権化をはかり、戦力化をはか

つておる。さういう点で私たちは全面的に反対せざるを得ないということを

申しあげまして、簡単にですが、

何と申しますか、責任体制の明確化と申しますと、各行政機関の権限をできるだけ明確にいたすとともに、命令系統を直截簡明にして責任の帰属を明らかにするという点に第二の

重点が置かれておるのであります。

第三にいたしましては、行政機関の

総合調整的機能の整備充実と申しますと、行政機関が全体として有

機的に一体性を發揮し得るようにいた

しておることであります。換言いたし

ますれば、各省は各省それ自体に、ま

た政府は政府全体として一つのまとまりのある行政を行ひ得るよう、総合

調整的機能の整備充実をはかつておる

ことがありますと、なか／＼複雑多岐

にわたつておりまして、なか／＼簡単

に参らないのであります。今回の行政

機構の改革について見まして、なるほど各局部の立場から見ますれば、いろまた御議論もあると思うのであります。

またこの程度の行政機構の改革

では不十分であるといふような御議論

がありますと、第一の行政の簡素化につきましては、元來行政組織法で定めて

いました、たとえば内局の部の整理の問題等も今日まで一年ごとに延ばし

て参つたのであります。今回これを

本来の行政組織法の定めに従つて整理しておきましたが、たとえば内局の部の整理

がありますが、いつまでも延ばしてお

れておるのであります。しかるに今日におけるわが国の経済状況といふものは、きわめて不安からであります。本経済は、勢また険悪を告げております。本経済安定本部が設置された後に、アメリカの経済安定局が生産総動員本部と拡大強化されまして、今日五十七万種の品種を統制し、稀少物資の民間保有を禁止して、あの物量豊富であるといわれております。あの物量豊富であるといわれております。あの物量豊富にして、世界の生産額の大半を占めるアメリカでさえも、統制経済あるいは計画経済といふものを、経済主義の基礎の上において立てるべきならぬということは、明らかに現下の国際情勢がかくなさしめるのであり、これは資本主義国家である、あるいは社会主義国家であるといふイデオロギーを超えていたしまして、現下の険惡なる国際情勢に生存を全うせんとする国家におきましては、重要な有効使用の見地に立つて、イデオロギーを超えたまじめこの企画官庁によって産業が育成せられて來たといふことであります。特にわが国におきましては、明治初年以來、わが国の経済の特殊な性格といふものは、絶えず国家によつて産業が育成せられて來たといふことであります。これはわが国のみならず、後進国の産業育成といふもの特性が日本の経済もかくあらしめたのであります。私はかような見地に立ちますると、資本主義経済、社会主義経済というイデオロギーを越えまして、日本の経済の安定と発展、国民生活の安定のために、私はどうしてもこ

の企画官庁を必要とする、こう考えておるのでございまして、これがもしも経済審議官設置法案は、名前は國務大臣だけの身分は保障されておりますけれども、青木國務大臣が経済安定本部の設置の趣旨表明をされた當時から見て、経済安定本部の内容は全部抜いてしまって、しかもその任務の中に「他の行政機関の所掌に屬さない総合的経済政策の企画立案」——一体何が何だか、わけがわからぬ官庁と相なつたのであります。私は昭和二十七年の雇用日中こういううばけもののような動乱以来あらゆる品物を買いあさる国際情勢から申しまして、日本も同様に原材料の買いあさりに、運搬せながら国際経済に乗り出さなければならぬところがどういう品物をどういう店がどれだけ買つたか。日本はどれだけ買いつづいたか、あるいはまだどれだけ足りないのかということを、政府が現下の險惡なる国際情勢に生きを全うせんとすることは、頭著なる事実であります。これは資本主義であろうと社会主義であることは、官庁の存在ということはまさに奇麗であります。官庁を置く上からは、その官庁にふさわしいところの任務、権限、あるいは目的といふものが明らかにならなければならぬにもかかわらず、この経済審議官の任務、権限並びに目的は明らかになつておません。単に一國務大臣の身分保障をしただけにすぎないのならば、これは再考の余地があると思うのであります。かかる見地に立ちまして、かかる見地があると、私は修正を提起するのであります。それは

充てるものとすること。
(二) 本部に、総務長官を置き、国務大臣をもつて充てるものとすること。
(三) 本部に、副長官一人を置くものとすること。
この設置の機関といふものは、これは並列的に国務大臣が当るだけではなく、総合企画したもの各省に指揮命令するという態勢をとるために、これらは内閣総理大臣をもつてその総裁とするということになつております。

(四) 任務
本部は、左に掲げる国の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機関とするものとすること。
一 経済に関する基本的な政策の企画立案
二 関係行政機関の事務の総合調整
三 長期経済計画の策定
四 総合国力の分析及び測定
五 国の予算及び決算の作成
六 外国人の投資及び事業活動の調整
七 各行政機関の行政運営の監察
八 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析
この法律は、総合企画本部の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めることとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とするものとすること。

(一) 本部の長は、総合企画本部総裁とし、内閣総理大臣をもつて充てること。
この法律は、総合企画本部の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めることとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とするものとすること。
第五 権限
本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げた権限を有するものとすること。但し、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならないものとすること。
一 経済に関する基本的な政策及び計画について企画立案し、並びに関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。
二 所掌事務を遂行するため、関係行政機関の長に対しても必要な事項を命ずること。
三 国の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。
四 国の予算及び決算を作成すること。
五 国の予算費を管理すること。
六 各省各庁の支出負担行為又は支払の計画を承認すること。
七 各省各庁の小切手又は国庫金振替書につき認証を行うこと。
八 国の予算の執行に関し、報告の微集、実地監査及び指示を行ふこと。
この法律は、総合企画本部として遂行されるかどうか、という監察機関がなければならぬのであります。少くとも国策の総合企画官として総合企画いたしますならば、それが一体遂行されるかどうか、という監察機関がなければならぬのであります。第五に入ります前に加えておきたいことは、任務の第五の「国の予

九 国の財務の統轄の立場からする地方公共団体の財務の調整に関すること。

十 各行政機関の事務の実施状況を監察し必要な勧告を行うこと。

十一 前号の監察に関連して公共企業体の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関する必要な調査を行うこと。

十二 前各号に掲げるもの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き、本部に属せしめられた権限

第六 内部部局
本部に、総裁官房及び左の九局を置くものとすること。

予算局
財政金融局
産業局
貿易局
物価民生局
国土開発局
科学技術局
調査統計局
監察局

第七 特別な職

(一) 本部に審議官十人以内を置くものとすること。
(二) 総裁官房に官房長及び次長二人を置くものとすること。
(三) 予算局、産業局、国土開発局及び監察局にそれぞれ次長二人を置くものとすること。
(四) 各局を通じ、調査官二十人以内を置くものとすること。

○八木委員長 西村君にちよつと申し上げますが、ただいま竹山修正案の討議いたしましたが、ついで経済審議庁の修正案は終ります。これが合企画官庁で企画されたものを実行てしましても、やはり現在の混乱期における国際情勢に際会いたしましては、総合企画官庁を必要とする。従つて総合企画官庁で企画されたものを実行できません。また最近に至りまして、政府は林野行政に急速な整備を加えており、治山治水、造林、農地開発、造林施設等、数限りない問題をかかえて、今までにそれが現行の監査制度もあわせます。そこで改編せられようとすることは、きりません。また日本民族独立のための根本政策に対しても、きわめて不確心であることを、具体的に表明したのであります。重ねて本法案に反対するとともに、竹山君の修正動議に賛成いたすものであります。

上

げます

が、

ただいま竹山修正案の討議

第八 附屬機関

本部の附屬機関として、左に掲げる機関を置くものとすること。

経済審議会
国土総合開発審議会
資源調査会

電源開発調整審議会
物資需給調整審議会

第九 地方支分部局

(一) 本部に、地方支分部局として、地方監察局を置くものとすること。

(二) 地方監察局は左の八局とすること。

札幌監察局
仙台監察局
東京監察局
名古屋監察局
大阪監察局
広島監察局
高松監察局
福岡監察局

本部の外局として、外資委員会を置くものとすること。

以上はなはだ詳細にわたる修正案でありますけれども、これは私は何と申します。特に食糧厅は、その前途に多くの不安を予見されるわが国食糧管理の重責を負い、また政府の企図する主要食糧の統制撤廃が一貫実行されました後には、より複雑化して参ります。管理業務を強力に遂行する機関として、ますます重要性を加えるものと考えるものとします。しかし、このままでは、行政まで伸ばしたことは、吉田内閣の反農民的農業政策のしからしむるところである。また日本民族独立のための根本政策に対しても、きわめて不確心であることを、具体的に表明したのであります。重ねて本法案に反対するとともに、竹山君の修正動議に賛成いたすものであります。

次に通商産業省、工業技術局設置法

論中であります。討論の中で修正意見を述べられたことと拝聴しておるわけあります。どうぞ。

○西村(榮)委員 次に農林省の所管に移ります。私は農林省設置法等の一部を改正する法律案に対しましては、全般的に反対し、かつ本法案に対しましては、次回の修正案を提出するものであります。すなわち本法案によれば、食糧部及び林野庁が、それとも内局としてその規模を縮小され、農林統計調査部、農業協同組合部、農地局の計画、建設、管理の各部がそれとも廃止せられるのであります。これらの処置は、そのいずれを見ても、改正理由きわめて薄弱であるのみか、場合によつては、日本経済の再建にとって致命的な障害となる危険をすら内包しておるので、わが党としては、遺憾ながらこれに反対せざるを得ないのであります。特に食糧厅は、その前途に多くの不安を予見されるわが国食糧管理の重責を負い、また政府の企図する主要食糧の統制撤廃が一貫実行されました後には、より複雑化して参ります。管理業務を強力に遂行する機関として、ますます重要性を加えるものと考えるものとします。しかし、このままでは、行政まで伸ばしたことは、吉田内閣の反農民的農業政策のしからしむるところである。また日本民族独立のための根本政策に対しても、きわめて不確心であることを、具体的に表明したのであります。重ねて本法案に反対するとともに、竹山君の修正動議に賛成いたすものであります。

農地行政の重要性はいまさら云々するまでもなく、農地局は農林民主化の基盤たる農地改革の遂行、土地改良、開拓、災害復旧等、食糧増産に直接影響する重要な業務をない、また現在の面的、建設、管理の三部制は、新しい

行政システムとして好評のうちに真価を發揮して来たにかかわらず、これを

案に開しまして要点だけ申し上げます。次の点に開しまして、修正を提案するのであります。

一、中小企業庁は、現在外庁として存在しておりますが、これを内局たる中小企業局にすることになつておるけれども、これは現行制度のまま外庁と存続せしめること。

二、右中小企業庁に融資実施権を与えて、農林民主化がまつたくの掛声だけを發揮して来たにかかわらず、これを

行政システムとして好評のうちに真価を發揮して来たにかかわらず、これを

か。ここに政務調査会の副会長もおられる。同時に農村振興策においてもそうです。絶えず自由党は農村振興策を口に唱えながら、ここにその振興の機構を縮小されることは、一体どうに自由党の本音があるのであるか。

政務調査会の主張というものを正しいと見るのか、また行政機構に現われたところの農村振興政策の機構の縮小、中小企業庁の廃止というものによつて中小企業の育成策を極限縮小されるという政府の行き方を、正しいと見ることであります。これを考えてみると、一体どちらを正しいと見るのが、天下国民まことに疑惑を持つて見ているのであります。これを考えてみると、自由党の政務調査会の発表しているものは、宣伝かもしくは一片の迷いから、自由党にすぎないと世間は見るならば、自由党の政策が真実に中小企業農村振興のために馬力をかけるとするならば、よろしく社会党並びに改進党が提案するところのこの修正案に、自由党の諸君も欣然参画されることを私は希望して、以上をもちまして修正の説明を終る次第であります。

○八木委員長 豊田祐太郎君。
○竹山委員 もう別に討論として申すことはありません。私はこの問題は、今西村君も言われたように、この席から自由党の諸君も非常に熱烈な主張をされた多数の諸君がおられるにもかかわらず、自由党からは何らの御発言がありません。私はこの問題は、どうも性から見てゆるしい問題だと思います。国会は政府の官僚の案に向つては、当然堂々と直すべきことは直すといふことをしないと、最後は上方からくつもなく抑えられて、政府、官僚のつくった案が無条件で通つて行くということでは、——私は委員長が考へられておるという自主的な行政機構を国会がやるということを聞いておつても、今日のような情勢で、絶対多数の与党すらこの政府官僚案に手を加えることができないというような国会の審議ぶりでは、私はどこに国会の自主性があるかと言いたい。そういう意味において、ひとつよく反省を願つて、この問題をただ形式的に通すことによって、決して国会はこの官僚に対する、いわゆる行政権に対する国会の独立といふものを守るゆえんでないといふ意味において、私は強くこの修正案を主張するものであります。

○八木委員長 成田知巳君。
○成田委員 日本社会党第二十三控室を代表しまして、今提案になつておりますが、この修正案の説明をしておきますから、急のため申し上げておきます。竹山祐太郎君。
○竹山委員 もう別に討論として申すことはありません。私はこの問題は、今西村君も言われたように、この席から自由党の諸君も非常に熱烈な主張をされた多数の諸君がおられるにもかかわらず、自由党からは何らの御発言がありません。私はこの問題は、どうも天下国民まことに疑惑を持つて見ているのであります。これを考えてみると、一体どちらを正しいと見るのが、天下国民まことに疑惑を持つて見ているのであります。これを考えてみると、自由党の政務調査会の発表しているものは、宣伝かもしくは一片の迷いから、自由党にすぎないと世間は見るならば、自由党の政策が真実に中小企業農村振興のために馬力をかけるとするならば、よろしく社会党並びに改進党が提案するところのこの修正案に、自由党の諸君も欣然参画することを私は希望して、以上をもちまして修正の説明を終る次第であります。

○八木委員長 成田知巳君。
○竹山委員 もう別に討論として申すことはありません。私はこの問題は、今西村君も言われたように、この席から自由党の諸君も非常に熱烈な主張をされた多数の諸君がおられるにもかかわらず、自由党からは何らの御発言がありません。私はこの問題は、どうも天下国民まことに疑惑を持つて見ているのであります。これを考えてみると、一体どちらを正しいと見のが、最初通産省関係と工業技術局関係であります。そうして資金関係におきまして、資金の総合的企画をやるところの資金総合企画局というものを、非常に重大であり、特にこれら中小企業の振興が特に必要だと思われる現在におきまして、中小企業庁を縮小するといふことは、自由党の本音なのであります。そこで、この資金総合企画局といふものは、当然堂々と直すべきことは直すといふことをしないと、最後は上方からくつもなく抑えられて、政府、官僚のつくった案が無条件で通つて行くということでは、——私は委員長が考へられておるという自主的な行政機構を国会がやるということを聞いておつても、今日のような情勢で、絶対多数の与党すらこの政府官僚案に手を加えることができないといふような国会の審議ぶりでは、私はどこに国会の自主性があるかと言いたい。そういう意味において、ひとつよく反省を願つて、この問題をただ形式的に通すことによって、決して国会はこの官僚に対する、いわゆる行政権に対する国会の独立といふものを守るゆえんでないといふ意味において、私は強くこの修正案を主張するものであります。

○八木委員長 成田知巳君。
○竹山委員 もう別に討論として申すことはありません。私はこの問題は、今西村君も言われたように、この席から自由党の諸君も非常に熱烈な主張をされた多数の諸君がおられるにもかかわらず、自由党からは何らの御発言がありません。私はこの問題は、どうも天下国民まことに疑惑を持つて見ているのであります。これを考えてみると、一体どちらを正しいと見のが、最初通産省関係と工業技術局関係であります。そうして資金関係におきまして、資金の総合的企画をやるところの資金総合企画局といふものは、当然堂々と直すべきことは直すといふことをしないと、最後は上方からくつもなく抑えられて、政府、官僚のつくった案が無条件で通つて行くことでは、——私は委員長が考へられておるという自主的な行政機構を国会がやるということを聞いておつても、今日のような情勢で、絶対多数の与党すらこの政府官僚案に手を加えことができないといふような国会の審議ぶりでは、私はどこに国会の自主性があるかと言いたい。そういう意味において、ひとつよく反省を願つて、この問題をただ形式的に通すことによって、決して国会はこの官僚に対する、いわゆる行政権に対する国会の独立といふものを守るゆえんでないといふ意味において、私は強くこの修正案を主張するものであります。

○八木委員長 以上をもつて討論は終りました。

るものであります。お手元に差上げてある通りであります。これも速記録にとどめることにいたします。

次に運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案であります。旅行、あつ、旅業法案及び木船運送業法案に関する別紙の通り修正をしようとするものであります。これが取扱いは前段申し上げた通りであります。

次に大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案であります。会社更生法の制定に伴い別紙の通り修正しようとするものであります。

その取扱いは前に申し上げた通りであります。

根本的に論議をされなければならぬ問題が、政府は再軍備をしないとか、いろいろの總理みずから言つておるうちに、この前出した海上公安局法案以降、わざか一箇月余にしてまたここに改正をしなければならぬというふうになつておる。また今出ておる法案がどこで重要な修正をしなければならぬといふようなことは、国民の眼から見ますと、一体どこに行きつくところがあるのか、根本の考え方といふものをはつきりしないで、機構だけの表面をいじることによつて、いつの間にか、いわゆる自衛力、再軍備に持つて行こうとするべき方法であるかどうかといふことについては、われくは根本的に見解を異にしておるものである。この技術的な取扱いについて申すならば、もつと中身の検討を十分にして、運輸省との関係等についても、ただ半分切り捨ててあとへ残しておくというようなことでは、運輸省はこれに対して責任のある始末はできないということすら、本委員会において述べておるような状況であつて、この取扱いというものはきわめて不親切千万であります。しかもこの保安庁法案そのものについて根本的に議論をして行くならば、今の憲法の建前から見て、はたしてこの行き方でいいのかどうかということすら、われくは重大なる疑問を持つておるくらいで、ありまして、われくは今回この保安庁法案の原案にもちらん反対であり、今の自由党の修正案には反対をいたすものであります。

○鈴木(義)委員 ただいま議題となつております保安庁法案については重事務な問題であります。たゞいま竹山委員が述べられた通りであります。われはこの保安庁というものは、明るかに憲法に違反する役所であり、この法案そのものが憲法違反の法案であると考えるのであります。構成を見ましても、今日提出せられました修正案によると、長官、次長、官房長、局長、課長、ことごとく旧正規陸海軍將校を用いてもよろしいということになつたわけであります。そうして第一幕僚長、第二幕僚長、これは陸海軍司令官に該当するものであります。それで、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉、軍曹、伍長、安正、保安士、保安士補といふようなものは、これを陸海軍の制度に当てはめますれば、それへ大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉、軍曹、伍長、いうことになるわけであります。これらは完全な軍隊的組織を持つておるものであります。そして三年の期間をもつて任用する官吏といふものは非常に例外であります。これが軍人と見らるほかないであります。しかも六月以内を限つて延期することができるのであります。志願したときはさらに任期を重ねることができるというようなものでは、通常の行政組織における官吏とまったくその性格を異にするわけであります。しかして府県知事が出動の要請をなすことができ、あるいは武器の使用を認められ、しかも武器庫、弾薬庫、火薬庫等の警護について武器を使用することが許され、かつ保安官及び警備官の内部規制のための警察官、司法警察職員としての職務を行うものを置くということは、軍隊における憲兵

とまったく相ひとしいものであります。こういう組織を見ますと、名前は軍という字は一字も使つておりませんけれども、軍隊とひとしいものを置くわけでありまして、なぜ、戦力の保持を禁じておる憲法のもとに、かくのときものを脱法行為的にやらなければならぬかといふことは、そも／＼憲法を無視して行政協定を結んだからにあります。われ／＼は行政協定、警備予備隊以来、常にこの問題についてもつと公明な態度をとらなければならぬということを主張して来ておるわけでありますと、今重ねて申し上げる必要はないと存ずるのであります。しかしのごとき官庁をつくらなければならぬということを主張して来ておるわけでありまして、今重ねて申し上げることを警告して、反対の討論にするものであります。

海上公安局についても同様であります。

法務府につきましては、さきに総論の際に申し上げましたから、重ねて申しあげないのであります。法務府には特捜局——今度公安調査厅といふものになるわけであります。こういふものがある程度必要なことは、われわれも認めるのであります。人権擁護法を一つの小さなものにしてしまつたとは言ひながら、こういふものを法務府内に置くことはあまり適當でないと思ふのであります。明瞭に警察と一体をなすものであります。警察と共同して仕事をすべき性質のものでありますから、総理府に置いて、そうして保安庁のこととも明らかな警察官庁としての組織を持たせ、國家警察を強化するということであれば、ある程度われわれはこれを了承してもよろしいの

閣の最高法律顧問たる法務総裁を廃して、法制局長官を置き、法務総裁は務大臣として、検察あるいは行刑、保護、矯正等の任務だけをつかさどるということは改悪であるということは、午前に申し上げた通りであります。次に大蔵省設置法案でありますところが、これも予算については総合企画会議に移して内閣の直属にすべきものであるということは、さきに申し上げた通りであります。あるいは外國為替委員会はこれを存置すべきものであつて、廃止すべきものではない。今度の制憲のように、大蔵省の附屬機関として、諮詢的な構成を持たせて存置することによろしくないということは、さきに委員会において詳細質問の形において意見を述べた通りでありますから省略しておきますが、國税厅を廢止し、監視局と統合する、そして大幅に税務署を削減するということも、いわゆる一文措しみの百知らず、という大儀であります。税務行政は最も親切に、公正に、あやまちなく行つて行くといふことが大切でありまして、今の税務署の人員でもなお足りないくらいにわれわれは考えておるのであります。この点は非常な改悪であるということを、も質問の際に詳細に申し上げた通りであります。

党並びに政府とは根本的にその考え方、方策を異にしております。再軍備関係に使う金がありましたならば、むしろ民生安定、社会保障の方面に金を使う、そうすることこそがほんとうの治安維持の方策であるという見解を堅持しておりますので、本法案に対して全面的に反対いたします。

なお大蔵省關係につきましても、国税庁は曲りなりにも一応外局として多少の独立性を与えておつた。ところが、これが大蔵省の一局に格下げになりますと、政黨の支配というものが稅徵収に及ぼされまして、不公平な稅徵収ということを惹起するおそれがありますので、これも反対し、また印刷庁の格下げの問題も、國民と国会の間の広報活動を活発化ならしめるという見地から行きましたが、むしろ印刷庁の強化こそ必要であると考えておりますので、大蔵省關係の法案に対しても一括反対するわけあります。

○八木委員長 これにて討論は終局いたしました。

第一に、保安庁法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

正部分を除いた原案について採決いたしました。これに賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

正部分を除いた原案について採決いたしました。これに賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

正部分を除いた原案について採決いたしました。これに賛成の諸君は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

正部分を除いた原案について採決いたしました。これに賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

○八木委員長 次に、法務府設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○八木委員長 諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

○八木委員長 次に、法務府設置法等の一部を改正する法律案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 次に、法務府設置法等の一部を改正する法律案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 次に、法務府設置法等の一部を改正する法律案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君は起立を願ひます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

○青木(正)委員 青木正君はこの機会に、たゞいまお手元に配付してあります行政機構改革調査に関する申合せについて発言を求めていています。

○八木委員長 御異議なしと認めて、さようではからいます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

と存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長 御異議なしと認めて、さようではからいます。

○青木(正)委員 私はこの機会に、たゞいまお手元に配付してあります行政機構改革調査に関する申合せについて発言を求めていています。

○八木委員長 御異議なしと認めて、さようではからいます。

○八木委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

りますが、調査方式そのものにも考慮を要する点はあるのではないかと思われるのです。すなわち、元来国民生活に關係するところ最も深い行政機構の適否というようなものは、絶えず国民の声を聞き、その利害を感じ反映すべき地位にある国会が、みずから立つてこの問題の処理に当ることが最も得たことと考えられるのです。

○青木(正)委員 この際、青木君より、次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いた原案について採決いたしました。これに賛成の諸君は起立を願ひます。

○青木(正)委員 私はこの機会に、たゞいまお手元に配付してあります行政機構改革調査に関する申合せについて発言を求めていています。さらにまた、ややもすれば行政機構の改革問題が行き詰む度にあるということが従来の例であります。さらにまた、これらを許します。青木正君。

○青木(正)委員 御贅同を願いたいと思うのであります。案文を朗読いたしますと、国民にとって、もともと便利かつ能率的な行政機構の樹立を期するためには不斷の調査研究により改革を実現して行かなければならない。よつて相当額の予算をもつて、衆議院に特別委員会を設け、行政機構改革に関する調査立案を行なうことが適当です。

○青木(正)委員 まず、江花君提出の修正案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君は起立を願ひます。

をお願いする次第であります。

簡単であります。申合せの趣旨を

申し述べた次第であります。

○八木委員長 ただいまの動議につい

ては討論の申出がありますから、これ

を許します。竹山祐太郎君。

○竹山委員 簡単に申し上げます。事

柄自身には何ら反対すべきことはあり

ませんが、私は先ほども討論の際述べ

たように、今回この委員会の審議を

通じて見ても、今までのよなやり方

ではかりに予算をとつて調査研究をし

たとて、国会の自主性をもつてこれを

直すという熱意は率直に申して与党の

諸君から受けられない。従つて与党の

諸君から出される趣旨に、私はしない

反対をするべき事柄としての理由はあり

ませんけれども、率直に申して、これ

はまずひとつ与党の諸君でやつてみて

いたくことが、今の段階においては

適当なように考えられますので、私は

この申合せには消極的に反対をいたす

わけであります。

○八木委員長 西村榮一君。

○西村(榮)委員 簡単に反対の理由を

開陳いたします。私は本行政機構改革

等に関する申合せにつきましては、本

来ならば賛成いたしたいのであります

が、本調査会を設置するならば、なぜ

国会が参加いたしまして、ここに全知

能を集結して独立後における万全な日

本の行政機構のあり方を調査立案せら

れなかつたか。本行政機構を改革する

の案を通過した瞬間ににおいて、一体何

を目的として行政機構改革の調査に乘

り出されんとするのか。鳥もからずも

飛んでしまつてから鉄砲を持ち出すと

案にまかせるということでなく、むし

ろ国会側がこの問題を取上げまして不

断に調査研究をして行く必要があると

考えるのであります。行政機構は申し

わらず、それが済んでからこれを出さ

ねばならぬというのほどこに理由があ

ります。たまたま御提案の中には

ねばならぬというのほどこに理由があ

法律案(内閣提出)に関する報告書
自治庁設置法案(内閣提出)に関する報告書
報告書

地方制度調査会設置法案(内閣提出)
に関する報告書

経済審議会設置法案(内閣提出)に関する報告書
海上公安全局法案(内閣提出)に関する報告書
報告書

資源調査会設置法案(内閣提出)に関する報告書
の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
関する報告書

法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
お願いする次第であります。

○八木委員長 これにて討論は終了いたしました。ただいまの申合せの趣旨を議長に対して申し入れることにつきましては委員長に御一任願いたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長 起立多数。よつてその通り決しました。ただいまの申合せの趣旨を議長に対して申し入れることにつきましては委員長に御一任願いたいと思います。

〔都合により別冊附録に掲載〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

工業技術省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

通商産業省設置法(内閣提出)に関する報告書

法令の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

保安庁法案(内閣提出)に関する報告書

法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

法制局設置法案(内閣提出)に関する報告書

調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書

内閣提出)に関する報告書